



®

令和2年 12月9日(水)
(2020年)

No. 15311 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ドイツにおける完成車メーカーに対する
差止認容判決とLicense to All問題の行方 (1)

☆[春宵一刻] リーフデ号と徳川家康……………(8)

ドイツにおける完成車メーカーに対する 差止認容判決とLicense to All問題の行方

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

弁護士 松永 章吾

1 はじめに

本年8月8日にマンハイム地裁がNokiaのLTE(4G)無線通信規格に関する標準規格必須特許(SEP)に基づくDaimlerに対する差止請求を認容する判決を言渡し(2 O 34/19)、世界中で大きく報道された。

その後も、9月10日にミュンヘン地裁が同様にSharpのLTE(4G)無線通信規格SEPに基づくDaimlerに対する差止請求を認容する判決を言渡し

たほか(7 O 8818/19)、本稿入稿後の2020年11月26日には、デュッセルドルフに係属しているNokiaのDaimlerに対する差止請求訴訟の判決言渡しが予定されている。

IoTの進展によって無線通信規格を中心とするSEPの実施者の範囲が自動車業界に象徴される非ICT事業者やSMEにまで急激に広がり、最終製品メーカーまたは特許発明を直接実施する部品のメー

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-5539-4836

E-mail jun14dai@gmail.com